

ジェネリック医薬品を利用しましょう

— ジェネリック医薬品とは —

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間満了後に、有効成分が同じで、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可の下で製造・販売された、新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品を利用することは自己負担額を減らすとともに、医療費の節約にもなり、医療保険制度の安定につながります。



ジェネリック医薬品の特徴

- 新薬と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 開発コストが少ない分、新薬より安価です。
- 安全性は新薬と同等と厚生労働大臣から承認を得ています。

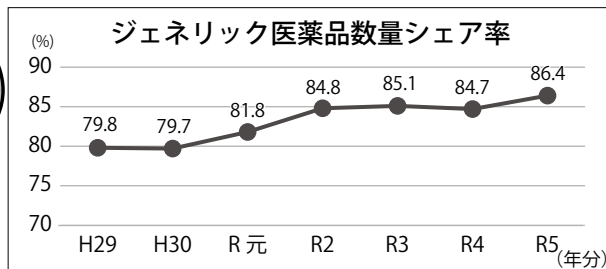
ジェネリック医薬品を利用するときは

医師や薬剤師にその旨を伝え、説明をよく聞きましょう。ただし、特許期間が満了となっていない新薬などは、ジェネリック医薬品ではありません。また、医師の診断で変更できない場合や薬局にそのジェネリック医薬品がない場合もあります。

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします

国民健康保険の被保険者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる方に、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしていますので参考にしてください。

通知発送時期：10月下旬、2月下旬の年2回



問合せ先 保険医療課 Tel.28-8016

こども発達支援センター

こども発達支援センターでは、保育士、作業療法士、理学療法士、相談支援専門員をはじめとする専門職員がお子さんの発達などのご相談に対応しています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください(相談料無料)。

●どんなところ?-----

保護者と一緒に通っていただく中でお子さんの状況に合わせ、生活の中でのコミュニケーションや動作、集団生活などへの支援を関係機関の職員と一緒に考えながら行っています。

●どんなことをしているの?-----

■個別指導

お子さんの状況に応じて、保育士、作業療法士、理学療法士が個別に1回1時間程度の支援を行っています。

■グループ指導

小グループでの指導も実施しています。

■相談

保護者からの日常的な相談や来所による相談を受けています(予約制)。

お子さんのところやからだ、ことばの発達などについて心配なことや気になることはありませんか？



●気になっていませんか?-----

- *ことばの発達が遅いのが気になる
- *お座りや歩くことがなかなかできない
- *おもちゃや友達に関心を示さない
- *落ち着きがなく、一つのことに集中しない
- *指示や話の内容が理解できない
- *関わりが難しい、育てにくさを感じる

児童福祉法に基づき以下の事業を実施しています。

- ・児童発達支援事業
- ・放課後等デイサービス事業
- ・保育所等訪問支援事業
- ・相談支援事業 など

Eメールでもお気軽にご相談ください！
メールアドレス：ryouiku@city.takikawa.lg.jp

こども発達支援センターの
ホームページはこちらから！



問合せ先 こども発達支援センター Tel.23-3361